

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和4年11月22日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（11月22日）〕

大原衛生公苑跡地の活用の方向性について	2
熊取町第4次行財政構造改革プラン等の取りまとめについて	6
地方公務員法の改正に伴う定年引上げについて	16
令和4年人事院勧告への対応について	19
マイクロチップ装着等義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）の参加について	21
熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについて	25

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和4年11月22日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 豊 一	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	文 野 慎 治	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	田 中 圭 介	8	番	河 合 弘 樹
	9	番	矢 野 正 憲	10	番	渡 辺 豊 子
	11	番	二 見 裕 子	13	番	江 川 慶 子
	14	番	坂 上 巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	岸 野 行 男	総 合 政 策 部 長	東 野 秀 毅
	総 合 政 策 部 統 括 理 事	明 松 大 介	総 合 政 策 部 理 事	野 津 恵
	総 務 部 長	藤 原 伸 彦	住 民 部 長	巖 根 晃 哉
	住 民 部 理 事	山 本 浩 義	健 康 福 祉 部 長	山 本 雅 隆
	都 市 整 備 部 長	田 中 耕 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 谷 ゆかり
	教 育 次 長	阪 上 敦 司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原 田 哲 哉
	企 画 経 営 課 長	近 藤 政 則	財 政 課 長	竹 田 陽 介
	人 事 課 長	橋 和 彦	環 境 課 長	島 尾 学
	生 涯 学 習 推 進 課 長	立 石 則 也	生 涯 学 習 推 進 課 参 事	大 屋 真 志
	図 書 館 長	原 田 貴 子		
事 務 局	議 会 事 務 局 長	林 利 秀	書 記	道 端 秀 明

案 件

- 1) 大原衛生公苑跡地の活用の方向性について
- 2) 熊取町第4次行財政構造改革プラン等の取りまとめについて
- 3) 地方公務員法の改正に伴う定年引上げについて
- 4) 令和4年人事院勧告への対応について
- 5) マイクロチップ装着等義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）の参加について
- 6) 熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについて

議長（二見裕子君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（二見裕子君）本日の案件は、大原衛生公苑跡地の活用の方向性についてほか5件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議では、新型コロナウイルス感染対策として、換気のために一部の窓を開けておりますので、ご了承願います。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退席いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、大原衛生公苑跡地の活用の方向性についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）それでは、私から大原衛生公苑跡地の活用の方向性につきまして説明いたします。

まず、1、検討の経緯に関する説明といたしまして、平成28年度からし尿処理業務の広域化を検討した結果、令和3年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合へし尿処理業務の委託を開始しております。同年9月には、条例等の改正手続を経て大原衛生公苑を廃止しております。この経過について第1段落で記載しております。

続いて、第2段落におきまして、大原衛生公苑跡地の建物の除却については、多額の財政負担が伴うことが想定される一方で除却だけでは活用できる国庫補助がないといった課題ですとか、立地条件、周辺環境を踏まえまして、令和3年6月にプロジェクトチームを庁内に設置しております。ここで、①既存建物の有効活用、②除却、この2つの方向性でもって検討を開始したところでございます。

また、平成29年5月に示しておりますし尿処理業務の広域化検討の際のポイントとして、3つ要約しております。1つ目が、年々減少するし尿処理量の経年実績を踏まえる。2つ目で、人件費を含む処理費、施設の維持管理費、将来的な施設更新費用を踏まえると、し尿処理業務に係る財政負担の状況が厳しくなっていくというところ、3つ目でございますが、まちづくりの観点から施設の周辺住民への配慮、図書館と中央公園に隣接するといったこの立地を生かした有効活用を考えていくということで、広域化のポイントを示しておりました。

続きまして、2のプロジェクトチームにおける具体的な活用方策の検討でございます。

(1)跡地の基礎情報としまして、①、②の面積を記載しております。①の敷地面積につきましては、合計で約6,000平方メートルでございます。②の建物の延べ床面積につきましては、約1,500平方メートルとなっております。

次に、(2)活用方策の検討内容について記載しております。具体的には、プロジェクトチーム員がそれぞれアイデアを出し合いながら、本町の将来像、地方創生の基本目標を踏まえ、次の3つのポイントに沿って検討を行うとともに、民間事業者へのヒアリングを行ってまいりました。

まず、将来像につきましては、熊取町第4次総合計画から引用しております。1つ目の中黒です。「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」ということになっております。そして、この将来像への思いといたしまして中黒の2つ目でございます。子ども、若者から高齢者まであらゆる人々が交流し、つながり、共に歩むことで、まちの活力を維持するというものとなっております。

続いて、2ページをご覧ください。

次に、本町の地方創生の基本目標といたしまして、3つの目標を総合戦略から引用しております。1つ目が魅力ある選ばれ続けるまちづくり、2つ目が子育て世代の希望を実現するまちづくり、3つ目が活力あふれるまちづくりでございます。

これらのまちづくりの方向性を踏まえまして、続いて検討ポイントの①でございます。都市計画マスタープラン、立地適正化計画でございます。

本町の都市計画上、あの立地している場所がどのような土地利用方針になっているのかにつきましては、面的な整備手法などの活用も検討して、無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利

用を促進することとされております。具体的には、中黒の2つ目でございます。大原衛生公苑跡地は、いわゆる第一種中高層住居専用地域に位置しております。ですので、住宅以外の活用の際には用途が限られております。また、3つ目でございますが、令和3年度に策定いたしました立地適正化計画におきまして、大原衛生公苑跡地は中心市街地の魅力向上などを図るため、公民館、町民会館、図書館などにぎわい、交流に寄与する施設を包含して設定されている都市機能誘導区域内に位置しているものでございます。

次に、②公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設全体の延べ床面積を12.5%削減することを目標に、機能・総量の最適化、適正な施設の配置、効率的・効果的なサービス提供の実現を図ることとしております。

検討ポイントの最後、③でございます。周辺環境につきましては、周辺住民の騒音など生活環境に配慮しながら、図書館と中央公園に隣接しているという立地特性を生かした活用方策を検討してまいりました。

続きまして、④の民間へのヒアリングを行っております。これは、特に既存建物の活用を検討するに当たりまして行ったものでございます。大阪府公民戦略連携デスクに対しまして、民間・公共事業問わず、実績のある多数の発注者側、自治体側の立場に立って、建設経営管理業務の実績を有する企業などをご紹介いただきました。そして、その民間事業者等に対して意見聴取を実施しております。具体的なヒアリング内容については、次ページをご覧ください。

その中でお示しいただきました主な意見としましては、3つございます。

まず、1つ目が、どうしても既存建物は窓が少ないということで、建物内の設備を撤去したとしても商業的、収益的な施設としての活用は考えにくい、難しいというコメントでございました。例えば、物販ですとか防音性を生かしたスタジオ等に関しましても、ビジネスとして成立するほどの集客を見込むことは難しいのではないかとというようなご意見でございました。

しかし一方で、2つ目の中黒でございます。特に図書館に隣接している点など、周辺環境含め、立地的には非常によい場所である、よいエリアであるというご意見を頂戴いたしました。

最後、3つ目でございます。民間企業の視点からは、あの場所がし尿処理場であったことから、一度更地にして、がらっとその地域、エリアのイメージを変える方向で、図書館の敷地と一体的に整備するほうがよいとのご意見をいただいております。

これまでご説明しました内容も踏まえまして、3、大原衛生公苑跡地活用の方向性につきましては、基本的な方向性として今年の9月決算委員会でも私、答弁しておりますが、基本的な方向性としてしましては、①周辺住民の生活環境に配慮する、②既存の図書館と中央公園を訪れる利用者とのつながりを活用し、多くの住民に親しまれる施設整備を検討するというものでございます。3つ目が、イニシャル・ランニングともに財政負担をできるだけ抑制することを軸に検討してまいりました。その結果、方向性としてしましては、既存建物は除却し、図書館の敷地と一体的に広場などを整備するものとして考えております。

第2段落におきまして記載しておりますが、こういった広場等を整備することによる効果として、周辺住民の良好な生活環境を確保しながら、人が集い交流できる場の創出、エリアイメージの転換、そして周辺エリアの価値向上を図ることで、屋外空間を活用した新たなソフト事業、キッチンカーの出店ですとかイベントの実施、こういったものを併せて検討してまいりたいと考えております。

冒頭で課題として上げました4、財源につきましては、大阪府にもご同席いただき、近畿地方整備局にご相談しております。広場等の整備事業の一環として、既存建物の除却が必要な場合は、除却費用も合わせて国庫補助の対象となることとございました。

今後も引き続き、具体的な整備内容が今まだ定まっておりませんので、定まっていない時点での相談でございましたので、継続的に協議を進めてまいります。

最後に、今後の進め方についてご説明いたします。

2点ございますが、1点目、既存建物の除却に要する費用、こちらを概算費用を令和4年度中に積算するために、その概算費用算出の業務を実施してまいりたいと考えております。この中には、プラント部分の撤去、アスベスト調査も含んでおります。予算につきましては、この後、12月定例会に上程を予定しております補正予算に委託料として計上予定としております。

最後でございますが、こういった内容を踏まえまして、今後どのような広場等を整備していくのかの考え方、求める機能ですとか、当然概算事業費なんかも含まれてまいります。こういったものを内容とする基本構想、これを策定してまいりたいと考えております。来年、令和5年5月頃をめどに策定完了させてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今説明ある中で何点か聞きたいのですが、まずは、既存建物につきましては今、除却する方向という説明だったかと思うんですけども、この建物については再利用はやっぱりできないというところなんですかね。先般ちょっと奈良県の三郷町に視察へ行ってきたときに、サテライトオフィスの視察、行かせてもらったんですけども、ここの建物、物販とかそういうビジネス的に成立に難しいというふうに主な意見の中で専門家の方のご意見があるんですが、商業や収益施設としては難しいかもしれないというところで、オフィスであるならば窓がそんなに少なくとも問題はないかなというふうに思うんです。その辺のご意見とかはなかったんでしょうか。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）まず、建物を活用する場合に、やはり一定の費用をかけて整備し直すといましようか、手を入れていくという必要があるというデメリットがあったのと、もう一つ、サテライトオフィスにつきましては、これも意見としてお伺いしたのは、やはり交通至便な場所、具体的には駅に近い場所であればそれなりにというお話はあったんですけども、当該場所についてはなかなか難しいのではないかというご意見を頂戴しております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）駅には、交通の便は悪いかも分からないんですが、先般行った三郷町も、大学が移転するその施設、大学自体の場所をサテライトオフィスにするというところ、そこは駅には近くはなかったかなというふうに思うんですけども。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）サテライトオフィス、テレワークといった今のトレンドがあろうかと思うんですけども、なかなかテレワークそのものも最新の調査、日本生産性本部という民間団体が調査をしておるんですけども、直近の10月に調査をされたそうなんですけど、現時点でテレワークの実施率17.2%ということで、コロナ禍で一旦高い割合でその数字は上がっておったんですけども、経年の変化を見てまいりますと、やはりなかなかテレワークの実施率というのが上がってきていないというようなデータもございます。

少なくともあの場所、大原衛生公苑の特性を考えたときに、テレワーク系の施設というのは難しいのではないかという結論に至っておるところでございます。テレワークそのものを否定するということではないんですが、現時点においてはあの場所においては、まずは今申し上げた除却をした上で広場等の整備をしたいというのが、現在の方向性として考えておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）視察に一緒に行ってくださいった産業振興課はどのようにお考えかと思うんですが、やっぱりその広場を結局除却してまだこれから計画を立てるといふ、基本構想を策定するということですが、まず更地にしてしまっというよりか、今ある建物の有効活用という面で、サテライト

オフィスにすることによって国からの補助金を頂いて整備もできます。だから、その今の建物の有効活用をしながら国から全て、もう本当に三郷町は全てほとんど国から補助金をもらったみたいなおことをおっしゃってられましたので、それで整備してオフィスにして、そこで事業者、またそういったテレワークの事務所という形で事業者に来てもらって、そして収入を得ているわけですね。何かただの広場とか、キッチンカーとかそういうイベント的なことに活用するのではなくて、やっぱり熊取町として企業誘致がなかなかできない、その企業誘致するための一つの手段としてサテライトオフィスがあって、それを今ある施設というか、その場所の中でそれが何ができる分というところが、今ある大原衛生公苑の跡地というのが有効的ではないかなとちょっと私自身は思うんですが、産業振興課のほうはどのようにお考えか、教えていただけたらと思うんですが。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。三郷町への視察につきましては私ではなくて担当理事のほうが行きさせていただいたかと思うんですけども、理事のほうからも一定、報告は受けてございます。

やはり本町と三郷町、その辺のサテライトオフィスを導入した経過というのも違うと思うんですね。渡辺議員のほうから、サテライトオフィスについては一番当初、三郷町の駐輪場の件で議会の中でもご提案いただいたかと思うんですけども、その際には私どもも、サテライトオフィスというのはやはり一つ検討する余地があるというところで、本町の駐輪場のほうでもそういったところが活用できないかというところは一定検討させていただいたところです。

大原衛生公苑につきましても、先ほど担当のほうからもご説明あったように、庁内のプロジェクトチームのほうで様々な検討をしてくださっていただいております。サテライトオフィスの件についても一定検討はしていただいた結果、今回のような一応結果になったというところで、やはり言われていましたように駅に近いところ云々というところの利便性というところが大きいんじゃないかというところと、やはりサテライトオフィスをやるに当たっては、その施設の一定改築、改装の費用というのがかかってくるかと思うんです。三郷町もそうですし本町の駐輪場もそうです。今度の三郷町の大学もそうですけれども、改装するももとの建てつけの教室の跡地であったりとか跡だったりとかというのと、大原衛生公苑のプラントというところの改装するということ、やはり大きな違いがあるんじゃないかというところで、大原衛生公苑においてのサテライトオフィス、こちらを誘致するとかという検討結果については先ほどご答弁していただいたとおりに思っています。

近藤課長のほうからも説明ありましたように、何も本町において企業誘致の中でのサテライトオフィスをという、これそのもの自体を否定するものではないというふうに産業振興課のほうとしても考えてはございます。ただ、今回の大原衛生公苑にはちょっと似合わないといえますか、適合しないというような形で一定判断を出したというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）大原衛生公苑はもう廃止しているということなんですけれども、いずれにせよ、この土地を使って建物をどうするかというのはこれから調べていくということなんで理解したんです。

ここ、し尿処理場としての都市計画決定をしていると思うんですけども、それはいつ外すんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今年度、もう外す手続を行っております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）そこの衛生公苑のところ、図書館のほうから外側をぐるっと回って、歩道というか、ずっと続いていて、ぐるっと回ったら広場もまた奥のほうまで続いていて、すごく散歩通りとしてはいいところなんですけれど、全く宣伝されていないというか、昔、何か通っている人、回っている人というのはいらっしゃったんやけれど最近見かけないんで、あそこをもう少し宣伝してもらっ

て、歩道と言うとおかしいけれど、ずっと裏側のほうから奥の広場のところで、それで図書館のほうへ来られるんです。図書館の広場のほうからずっと回ったりできるような感じで、そういう施設にしたら歩く人もいいんじゃないかなというふうな感じがするけれども、その中のところのコンクリートを敷いているところ辺をどういうふうに活用していったらいいのかというのも、その辺も何か子どもたちや年寄りが楽しめるような施設を造っていただて、そういうふうな感じできないものかなというふうな感じがします。すごく環境的には魅力のあるところなんで、その辺考えていただけたらなという気がするんですけども、その建物自体は、やっぱりし尿処理場だから潰すのにも大分お金がかかるんですよ、普通のところではなくて。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）除却費用について、まさにその積算をするために委託業務を考えておるところでございます、数字はその際に明らかにしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）し尿処理場でしたら、そのまま使うというところと全く使わないというところもそのままだったら出てくるというわけですよ。ではないんですか、その処理していたところ辺というのは。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）施設全体で見ますと、切り分けてというのは現実的ではないと思います。

全体の中にプラント部分が大きな部分を占めておりますので、全体として除却をする。そしてそのときの費用がどれぐらいになるか、この積算をしてみたいというところがございます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）建て直さないといけない施設であるということなんですよ、そのプラント部分なんかのところ辺で。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）すみません。建て直すという意味なんですけれども、除却でございますので一旦なくすという状態を想定しております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、大原衛生公苑跡地の活用の方向性についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件2、熊取町第4次行財政構造改革プラン等の取りまとめについての件を説明願います。竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）それでは、続きまして熊取町第4次行財政構造改革プラン等の取りまとめについて、本日は行財政構造改革プランの答申と、もう一点、アクションプログラムの骨子についてご説明申し上げます。

それでは、まず行政構造改革プランでございます。

まず、資料の説明をさせていただく前に、この行革プランにつきましては、9月議会の会期前議員全員協議会にて素案のほうをご説明いたしました。その後、10月3日から10月24日、3週間にかけてパブリックコメントを実施いたしました。ただ、パブリックコメントを実施いたしましたが、特に住民のほうからのご意見というのはございませんでした。その後、11月8日、先日行政改革の審議会を開催いたしまして、プランの答申として示されましたので、本日ご報告させていただきます。

それでは、資料のほうをご覧ください。

熊取町第4次行財政構造改革プラン答申でございます。熊取町行政改革審議会でございます。

内容につきましては、前回の議員全員協議会でご説明した内容と大きくは変わってございません。2か所ほど修正、追加があった箇所がございます。それにつきまして、資料のほうの右下にページ番号がございますが、9ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

9ページ、財政収支の見通し、収支推計のページでございます。真ん中の左側、投資的経費の欄でございます。歳出合計の2つ上になります投資的経費の欄で、令和4年度20億7,000万円、令和5年度27億7,600万円と数字が入っております。もともと令和4年度と5年度の投資的経費につきましては、公民館・町民会館ホールの整備事業の約15億6,000万円を均等に7億8,000万円ずつ4年度と5年度に計上しておったんですが、こちら実態に合わせまして、令和5年度のほうに比重を置いた形で修正を加えてございます。内訳のみ変更した形になってございます。

もう一点修正箇所がございます。右下のページで13ページをご覧ください。

13ページが一番下、(6)議会における改革ということで、18、議員定数と報酬の検討、19、開かれた議会の推進、この2項目を追加させていただいております。

以上、この2点が前回ご報告いたしました内容から変更があった箇所でございます。この行財政構造改革プランにつきましては、この答申を受けまして次、12月議会のほうに議案として上程を予定してございます。

それでは、続いてアクションプログラムの骨子についてご説明をしたいと思います。ページがすみません、少し飛ぶんですが、25ページ目、全部でデータとしては42ページになっておりますが、その25ページ目をご覧ください。

第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の骨子でございます。この骨子につきましては、そのページの下の方角囲みで書いておりますが、アクションプログラムが、そして本体となる行財政構造改革プラン自体がまだ策定作業中ということから、今後、本文の記述や改革項目の内容、数値が大幅に変更となったり、また項目自体の追加、削除が生じるというものでございまして、現時点の内容を取りまとめたものでございます。アクションプログラム自体は今後、年度末の3月の策定を予定してございます。

それでは、1枚めくっていただいて1ページをご覧ください。

まず、このアクションプログラムにつきましては、1、「アクションプログラム」の意義・性格といたしましては、第4次行財政構造改革プランの3行目のところをご覧くださいますと、主要な改革項目に掲げた各改革項目の具体的な取組内容と目標効果額の概略等を示したものとなっております。

2つ目、計画期間ですが、これはプランと同様に令和5年度から9年度の5年間といたします。

3番目、プランの改革の目標等における数値目標及び目標効果額としまして、網かけの部分、令和9年度末における財政調整基金の残高を10億円確保、そのためにこの5年間で7億2,400万円以上の効果額を生み出すことを目標としてございます。

2ページをご覧ください。

4番目、数値目標達成に向けた主要な改革項目といたしまして、こちら、行革プランの体系を示しておりますが、まず①番、業務改革といたしまして、方向性について(1)事務の改善から(6)議会における改革、2つ目、②財政改革としまして、方向性として(7)計画的な行財政運営の推進から(9)受益者負担の適正化、③番、組織改革としまして、方向性(10)人件費の見直し、そして(11)強い組織づくりと働き方改革としてございます。

3ページをご覧ください。

5番目、プログラムの推進による「同プランの取組後の収支推計」につきましては、今後精査をいたしまして、また別途取りまとめたいと考えてございます。

最後、6番目、「アクションプログラム」の推進による適切な進行管理といたしまして、こちら、アクションプログラム第4次の分につきましては、第3次のプランのときと同様に年度ごとに実績

調査を行いまして進捗状況や成果を明確にするとともに、行政改革審議会や町議会への報告を毎年行いたいと考えてございます。

最後の行のところです。

必要に応じて新たな取組を追加することなどにより、実効性の確保に努めたいと考えてございます。

4ページをご覧ください。

こちら、各改革項目における効果額の集計でございますが、先ほど申し上げた7億2,400万円の効果額を目標といたしまして、それぞれの改革項目ごとの効果額を積み上げたものとなっております。今時点、まだこちらは精査中ということでございますので、また今後精査した上でお示ししたいと考えてございます。

5ページをご覧ください。

5ページ以降につきましては、アクションプログラムの各改革項目につきまして、改革項目の分類ごとにまとめたものとなっております。

まず最初、(1)事務の改善のうちスマートシティ化の推進としまして、例えば電子申請システムの導入、子育て支援アプリの活用、町立保育所のICT化の推進といった各項目を掲げてございます。改革項目、それぞれの所管部課、そして取組内容という形で取りまとめを行ってございます。

それでは、この第4次プランのアクションプログラムの中で、特に新しい項目を中心に説明のほう、させていただきます。

その下の2つ目の括弧でございますが、生産性の向上の項目でございます。こちらは主に事務の効率化を図るものでございまして、ナンバー8番であれば議事録作成システムの導入、6ページをご覧ください。例えば2つ目、ペーパーレスの推進として文書管理システム・電子決裁システムの導入、その下、11番で人事評価システム導入の検討などがございます。

7ページをご覧ください。

7ページの2つ目のところで、事務改善のうち3、公民連携の推進として、19番、同じく公民連携の推進、これを新しい項目としてこちら、掲げてございます。

そこから下は第3次と同様の取組が続きます。各業務の民間委託の推進であれば2つの項目、その下、指定管理者制度の導入であれば1つの項目、その下、人口減少社会を見据えた公共施設の更新・統廃合であれば2つの項目を今のところ掲げてございます。

8ページをご覧ください。

同じく公共施設等の維持管理経費の削減ということで6項目、広域行政の推進ということで2項目掲げております。

9ページをご覧ください。

9ページにつきましては、こちらは住民サービスの向上ということで、9、新たな行政需要に対しまして、あるいは住民サービスの向上に資する取組、こういったものを掲げてございますが、こちら、項目数としては割と多くなっております。ナンバー33番であれば防犯灯管理の見直しの検討、34、戦略的な情報発信、続いては男女共同参画の効果的な啓発の実施、あるいはカーボンニュートラルの実現、地域公共交通の在り方の検討、学校活動の情報発信といった各項目でございます。

10ページをご覧ください。

10ページからは事業の見直しということで、まず10番、町単独事業の見直し、抜本的な事業見直しの項目となっております。例えば41番であれば総合防災訓練の手法の検討、こちらは3次プランから引き続くような改革内容から、最後にあります47番、夏季小学校プール一般開放の事業の見直しの検討、こういった新しい項目まで幾つか今のところ項目として掲げてございます。

11ページをご覧ください。

この11ページの項目も第3次と同様の項目になっておりまして、まず今後の町立保育所運営の在り方の検討、その下であれば業務の見直しによる会計年度任用職員の配置適正という形で、同様の

取組が続いてございます。

12ページをご覧ください。

12ページのほうには、(6) 議会における改革といたしまして、ご提案いただいた内容でございますが、ナンバー55番、議員定数と報酬額の検討、56番、議会の情報発信の強化、議会のデジタル化の推進、議会だよりの発行、議会力の向上という各項目でございます。

13ページをご覧ください。

13ページは、22番で新たな財源確保の検討ということで、ナンバー62番、企業版ふるさと納税の推進、その次が23番目で町税、保険料等の徴収率向上、25番、公有財産の処分・活用ということで、第3次の取組を継続したような形になってございます。

今、この23と25の間に本来であれば24番目の行革プランの項目として、効果的な広告事業の推進というのがここには本来入るべきところなんです、今のところそこは代案のほうを精査検討中というところで、また3月の策定までにこちら、検討してまいりたいと考えてございます。

14ページをご覧ください。

14ページのところでは、収入確保の強化のうち26番目の企業誘致の推進、ふるさと納税の推進で、その下、使用料、手数料における受益者負担の適正化の各項目、掲載してございます。

15ページをご覧ください。

15ページも、引き続き下水道使用料の見直し、無料施設の使用料徴収の項目が続きまして、その下からは人件費の関係で、31番目、人件費の抑制、その下、組織・機構の見直し、人員配置の適正化、16ページをご覧ください。

最後の項目として、働きがいと働きやすさの実現という項目で、全部で今のところ現時点で87項目となっております。第3次の取組項目が89ございましたので、項目数という時点では今のところ同じぐらいの項目数となっております。

このアクションプログラムにつきましては、現時点の骨子ということで一旦取りまとめたものになってございまして、今後、行革のプランを12月議会のほうでご審議いただいてご決いただけましたら、またこのアクションプログラムのほうも、3月の策定に向けてさらに追加したり内容精査をしてみたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

議長(二見裕子君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) ただいまご説明いただいた中で、受益者負担の適正化というところの中で15ページ一番上、77番、下水道使用料の見直しとありますが、目標効果額1億8,800万円、これについて、この数字の根拠を示していただけませんか。

議長(二見裕子君) 田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君) 1億8,800万円の根拠でございますが、基本的には料金改定の議案等をご審議いただくとき、またその前の議員全員協議会等でお示ししている数字なんです、年間4,700万円掛ける令和6年4月1日の改定を予定しておりますので4年分という形で、合計1億8,800万円、この4,700万円というのは何かと申しますと、下水道の経営プランを策定したときの基準外繰出金であると、大枠ではそう考えていただいて結構でございます。

以上です。

議長(二見裕子君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) ちょっともう一度、具体的に1億8,800万円について説明していただけますか。これ、下水道事業会計と一体でこの行革アクションプログラムが組まれているのか、ちょっとそこが釈然としないんですけれど、この1億8,800万円がどういうお金の出入りになっているのか、そこを説明していただけますか。

議長(二見裕子君) 竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君） 1億8,800万円、先ほど都市整備部長のほうからご説明ありましたように、料金改定によりまして、このプランの中でいうと令和6、7、8、9の4年間効果額として算定してございます。各4,700万円掛ける4という形で4年分になるんですが、その4,700万円というのが一般会計から下水道事業会計への繰出金、これを下水道使用料の見直しをすることで基準外の繰出金を圧縮するというような考えでございます。ですので、下水道事業会計ではなくて一般会計の繰出金の効果額というふうに算定してございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。一般会計からの下水道事業会計への繰出金が4,700万円掛ける4でこの数字になるということですね。はい、分かりました。

そしたら別の項目ですけれども、事業の見直しというところで10ページの一番下、選択と集中による予算編成ということで、「投資的事業の上限額を設定するなど、事業の選択と集中により、限りある財源を有効活用し、メリハリの効いた予算編成を行う」と。この文章の意味はよく分かりませんが、具体的な数字を、結構大きな数字を掲げられているんですけれども、8億4,000万円余りのこの数字の根拠はどうなっていますか。

議長（二見裕子君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）あくまでも、すみません、今時点の精査中という数字でご理解いただきたいんですが、この積み上げた数字につきましては、プランのほうの収支見直しに入っている投資的経費のうち一般財源について、この5年間で例えば事業内容を精査するであったり、あるいは国庫などの財源を確保することで一般財源を圧縮するという数字の積み上げたものが今のところ8億4,929万8,000円というふうに入っております。ただ、議員おっしゃっていただいたように、ちょっと数字は今これ大きいのかなというように考えてございますので、またアクションプログラムの策定までにそのあたりは精査した上で、改めてお示ししたいというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）まず、投資的経費に係る一般財源を圧縮するためのいわゆる目標的な数値で、はっきり言って具体的な根拠は現時点ではないわけですね。だから、これとこれを節約できるからこれだけ浮いてくるというはっきりとした見直しはないけれども、とにかく選択と集中でこれだけの財源は節約しようという努力目標だという理解でいいですかね。はい。

このような項目というのは、これは第3次のアクションプログラムではありましたか。その辺はどうでしたか。

議長（二見裕子君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）内容につきましては、文言などは少し違った内容になっているんですが、投資的事業を圧縮する、抑えていく、抑制するというのは第3次プランでも同様に引き続いてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

それじゃ、もう一点だけお聞きしたいんですが、7ページの上から2段目、ナンバー19の公民連携の推進とありますね。「『地域課題の解決』『行政サービスの向上』『地域活性化』『行政コストの低減』など、持続可能なまちづくりに資する企業等との連携による取組を積極的に推進する」ということで、言葉の表現としてはほぼ理解するんですが、具体的なモデルといたしますか、例えばこういうふうに公民連携をしようとか、そういうことは現時点では構想はあるのでしょうか。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）まず、今既に取り組んでいるものとしたしましては、幾つかの企業、事業者と包括連携協定を締結しております。この中で様々な事業に取り組んでいっている状況でございます。ですので、5年度以降はこの流れを継続して、より幅広い行政分野において企業と、また大学等と連携した取組を増やしていくということで、一つ具体例を挙げさせていただきますと、先日、

JリーグJ3に昇格したんですけれども、FC大阪というサッカークラブと包括連携協定を締結しております。この中でどういう取組をしているかといいますと、熊取町が抱えておりました課題として情報発信というのがございました。この情報発信の分野で、FC大阪にご提供いただいている情報発信のツールとしましてインターネット配信のテレビ番組がございます。くまもりTVと称して様々な行政分野の情報発信、これを昨年度から積極的に実施しているといった具体的な取組がございます。

これを例にしながら、先ほどの繰り返しになるんですけれども、5年度以降もいろんな取組をしていきたいというのがこの公民連携の推進の取組内容、構想でございます。

少し長くなったんですが、以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）この第4次行革プランで効果額を7億2,400万円というところを上げておられて、4ページのところでは精査中というところで、合計これ17億3,791万5,000円となっておりますが、実質はこれ精査中の数字なので、入っていないところもあるので、一応効果額としては7億2,400万円を目標にするというところなんですわ。

ちょっと教えていただきたいんですが、後ろのアクションプログラムの各項目の中で数字の入っているところと入っていないところがあって、入っているところにつきましては、これはだからまだ暫定的な概算というところになるかなというふうに思うんですけれども、まずは7ページの24番、各学校内の校舎等の規模、配置の最適化の検討というところで、この分、数字3,951万6,000円というふうに入っているんですが、この分についてはどのように検討することを前提にこういう数字が入ったのか、その数字の先ほど坂上巳生男議員も言われたように根拠というんですか、その辺のところをご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、中身については、子どもの数が減ってきているという中で当然、校舎が将来的には余剰教室等が出てくると。それとは反対の中で校舎が傷んできているということで、当然校舎の維持管理をしていかなあかんということで、子どもたちの数に応じた適正規模に校舎をしていくという中で上げさせていただいている内容でございます。金額の根拠のほうですけれども、ちょっとお待ちになってください。

ちょっとごめんなさい、後ほどお答えさせていただくということで。

議長（二見裕子君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）すみません。私のほうから、今これも現時点ということでご理解いただきたいんですが、この3,900万円の内容につきましては、今、各小学校、中学校のほうのコンピューター室にパソコンが何台か置いているかと思えます。今現在まだコンピューター室にパソコンはあるんですが、GIGA構想が始まりまして1人1台端末になりましたので、コンピューター室のパソコンの数などもまだまだ減らしたりもできるだろうということで、その積み上げた数字になります。ただ、あくまですみません、今時点、参考としてご覧いただければありがたいです。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

そして、また次の項へいきます。

次は、8ページの25番です。防犯カメラの更新方法の変更というところで137万9,000円と上がっているんですが、これは、今、町管理の防犯カメラが何基あって、それが今設置している分を更新するときにリースにするというところなんですわ。リースにすることによってこういった効果額があるというところのちょっと説明をお願いしたいと思えます。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）防犯カメラについては現在100台あるということの中で、これから来年度の当初予算、今後のスケジュールでご審議いただくんですが、来年度で更新を予定いたしております。

ます。その中でこれ、現状ではリースの分と、実態、町のほうで保有して管理している分と混在している状況になっているんですが、これについては一定、この行革の中でも申し上げているんですが、リースに併せて変えていきたいということの中で、効果額というよりは現時点ではマイナスの、いわゆる事業費としては増加するような方向での数字となっております、ただ、経費という意味よりは、ほかに管理に当たって一定の人的な資産の有効活用につなげられるという意味での行革という形で上げさせていただいているものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。人的な面での効果があるというところですね。一応、更新するに当たっては費用はまだかかるということなんですね。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 当然、借上料という意味でリース料が増加する分と、逆に現時点では、町のほうで管理している分については保守の委託を実施しておりますけれども、こういったものは逆に減ってくる分もございます。ただ、相殺してもリースで増加する分のほうが多いということで、マイナスの数字として上げられているものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

その下の28番のふれあいセンターのところの「雨水再利用システムを停止し」というところですが、この分について79万6,000円というふうになっているんですが、雨水再利用というのは今現在やっているんですか。その辺の「停止し」というところのことについてちょっと説明をお願いします。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） ふれあいセンター、平成11年建築ということで、その当時最新の設備ということで、雨水を地下のほうに一旦ためまして、そちらのほうに塩素などを投入しまして利用できる状態にして、いわゆるお手洗いのお水に利用すると、そういった対策をしておったんですが、このポンプの修理だとか塩素の投入の費用もかかってまいりますし、その辺の経費がかさむのと、それからいわゆる水道の水を直接投入する、そちらの経費を比較いたしますと、今後かかってくる修繕料等も大きく出てくることとなりますので、それらを比較いたしますと水道水を直接投入することのほうがもうはるかに安価になるということで、今回、雨水を利用するというのを一旦廃止して、水道のほうで直接投入するというふうに変更するというところで、効果額を出しているというものでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ふれあいセンター、福祉避難所等にもなる中で、水道水がもしも水道管が使えなくなったとき、地震等の災害があったときとかにそういった雨水を使える、再利用できることは、また災害時の対策になるかなというふうになんかちょっとお話を聞いていて思ったんですけども、費用対効果とかいう費用だけで見たらそのほうがいいのかもわからないんですが、緊急時のことを考えたら、この雨水再利用システムというのはSDGsとかそういったものも考えた上では必要ではないのかなというふうになんかちょっと思ったんですが、その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 当然これ、地下の貯水槽にためて、それを電気ですべてポンプアップということになりますので、やはり災害時にはなかなか利用もしづらいただろうと。なおかつ、先ほど申し上げましたように、あくまでも雨水でございまして、塩素を投入して一定の水質にはなりますが、飲み水には当然使えません。そういったことも考えた中では、やはり機械の保守点検、あるいは保守点検ができないような状態にもう既になりつつございますので、何せ平成11年の当時のまま更新せず保

守点検でしのできておりますので、機械自体、モーター自体、ポンプ自体、それ自体交換するとかなりの金額になります。それを考えた中では、老朽化しつつある施設での対応としてはこれがベストであろうというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

もうあと2点ほど、すみません。

10ページの41番の総合防災訓練の手法の検討というところで効果額225万1,000円というふうになって上がっているんですが、今回、小学校区単位で総合防災訓練やっていただいたかと思うんですが、手法を新たに、効果的な手法というところについては何か考えておられてこの数字が出たんでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） この数字につきましては、今年度総合防災訓練を実施するに当たっては、予算編成時の考え方としましては、一旦従来の展示型の防災訓練をする想定で、いわゆる町民グラウンドで実施する際の会場設営の委託であるとかいろんな電気工事費であるとか、そういったものを経費として想定して措置しておりました。ところが、今回いろいろ検討する中で、いろいろご参加いただいたとおり、住民参加型の防災訓練という形で経費をぐっと圧縮することができましたので、今後こういったこともベースにしながら、より効果的なものがあれば取り入れる方向で考えたいということで、効果額としては今申し上げたようにプラスのものが圧縮されたものを効果額として、それだけをずっと今後やるというのではなくて、さらにこれが全てという形じゃなくて、検討していくという趣旨での行革項目でございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 今回、各小学校区単位でやっていただいたその訓練を参考にしてというところですね。分かりました。

あともう一つ、44番のがん検診の無償化について検討するとあるんですが、これはどういう検討なんですかね。今現在、無償化になっているのと有料の分とあるんですが、その辺のところはどういうふうに検討するということですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） これは、渡辺議員から常々がん検診の推進ということでご指摘いただいているということも踏まえまして、がん検診の中では、無料化も既に実施しておるところと一部ご負担いただいている部分とがございます。で、一部ご負担いただいている部分についても今回無料の方向で検討したいなというふうに考えております。当然、がんを一刻も早く見つけていただいて早期に治療していただく、これが総じて医療費の抑制ということにもつながるという、そういった観点で今回実施させていただきたいなと。住民の皆さんの健康を守るという観点で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。すみません。

以上です。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 先ほどの渡辺議員からご質問いただいた分で、防犯カメラの項目についての効果額について私、ちょっと説明が間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思えます。

この効果額については一応マイナスの効果と申し上げましたけれども、これは間違っておりました。

て、内訳は、今回リースにすることで、いわゆる買上げの設置であると更新年度、令和5年度に全ての台数分の費用がかかってくるわけなんですけれども、リースという形で数年に分けたリース料をお支払いするような形になりますので、単年度で見たときにはぐっとその経費が落ちますので、それが一定、この期間で見るとプラスに働き、ただしリース料が毎年かかってくるので、その分は逆にマイナスの効果になるという中で、最終5年間で見たときには137万9,000円というのが効果額、要するに行革としては効果としては上がるという方向での算定になっているということでございます。すみません、間違っております。訂正いたします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）私も、ちょっと細かいことで聞かせてください。

45番の就学経費等助成金、遺児福祉年金の見直しのところで、これ、町独自の事業として、いろいろあった中でずっと削られてきて残ってきた部分なんですけれども、132万9,000円、金額としてはこの金額なんですけれども、中身的に、より困窮度の高い方へ絞り込む見直しを検討するという事なんですけど、これ、どのような内容になるんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これも、行革の中でかなり長い間検討を重ねてきておる部分でございます。コロナ禍もありまして、できる限り引っ張りたいという思いもありまして現行の制度を継続してきておるわけでございますが、次期アクションプログラムのほうにおきまして、もともとそういう想定をしておったんですけれども、対象者の絞り込みというのを、よりそこに書いてございますように困窮度合いの高い方々に対しての制度に組替えをさせていただきたいというふうに考えております。

対象者を児童扶養手当の全支給と、それから障がいのある対象児童、こういったことに絞り込みをさせていただきまして、現行対象約700名のところが、これは概数ですけれども、約半分ぐらいの人数の絞り込みをする予定でございます。なるだろうという想定でございます。それで、4年間の効果額としてその額をはじき出していると。1年間で44万3,000円という効果額で今回の効果額を計上させていただいておるものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）内容については今の説明で一定理解したんですけれども、こういうところは残すべきやと思います。ここを絞り込むようなことは、やはりすべきではないなというふうに思います。

それと、次、聞かせてもらいたいのは14番のところですよ。

生産性の向上ですか、事務の改善の14番、障害者施策推進委員会及び自立支援協議会の開催方法等の見直し、15万6,000円、金額的には低いんですが、メンバー的に同じメンバーがいてるから開催を減らすのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘いただいたとおり、この2つの委員会につきましてはほぼ同一のメンバーで、開催内容につきましても同じような中身をご案内させていただくケースが多うございます。委員のほうにも同じ内容をまた1か月後に説明というようなことにもなっておりますので、その辺、少し整理をさせていただきたいというふうに考えております。ただ、どちらも委員会としては必要な委員会でございますので、そちらのほうの整合性をしっかりと図りながら、内容について再度精査をしたいというふうに考えておるところでございます。これは、出席いただく委員のほうにも1か月後にまた同じ中身の説明というのも少なからず恐縮なところもございまして、その辺も含めて検討したいなというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。全く同じメンバーということなんですね。一人も違う人がいない

ということで理解していいんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）全くというわけではないですけども、選出母体の中から違う方というようなケースになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）じゃ、それならばやはりきちんと丁寧に、伝えるところは伝えなければいけない部分もあるのかなと今聞いて思ったんで、その辺も含めてちょっと検討していくということですね。お願いしておきます。

次、引き続きよろしいですか。

議長（二見裕子君）はい、どうぞ。江川議員。

13番（江川慶子君）10ページ、47番の夏季小学校プールの一般開放の事業の見直しということで、今年度もコロナで小学校のプールの一般開放はなかったんですけども、これをやめてしまうということは夏休みの子どもの居場所がなくなるのではないかなというふうに感じるんですが、これ、もうこの方向でいくんでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今現在、小学校の5か所で開いておりまして、人数のほうはやはりいっときに比べて減ってきているという状況の中で、1か所開けるのにかなりの経費がかかってまいります。全部閉鎖するのではなくて、効率化を考えて、例えば今小学校区1か所やけれども、中学校区に変えるとかというような運用と効率化とを図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。やはり子どもの居場所づくりとしては大事な場所なので、中学校のプールは深いんで、それが小学生に適用するのちょっと分からないんですけども、入ったことがないんで。そのことも含めて、どこか開けるという方向であればそれもありかなと思いました。そういう子どもの成長の視点でも考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君）1点だけちょっと聞かせてほしいんですけど、8ページの29番、学校給食場の改修方針の検討の中で学校給食の提供手法の検討と書いているんですけども、これ、ちょっと詳しく教えてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）給食調理場については、学校施設の長寿命化計画とかでも改修の時期が来いますよという話をさせていただいているんですけども、夏休み期間中に改修が多分できないぐらいの大規模な手を入れていかなあかんというふうな状況になっていますので、当然その間給食をどうするのかということも含めて、調理場を改修するに当たっているような方法がございます。今は単独調理ということで、各小・中学校で単独で給食調理場で給食を作って、子どもたちに提供している。近隣の市町によると、集中方式ということで、市内で1か所ないしは2か所のセンターで給食を作って各校へ配付していると。費用の面も変わってきますので、当然8校の給食室を全部改修していくとかなりの費用がかかってくるんで、そこも踏まえて全体的な部分を検討させていただきたいなということでご理解いただけたらと思います。

決して集中化するという話ではなくて、当然、現行の各校での単独調理というのを見据えた上で、費用対効果とかも含めた計画をつくっていききたいなということでご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これは、将来に向けたらセンター方式を取っていくかもという取り方でいいんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今の時点ではそれも含めた検討をさせていく。だから、現行の単独調理という方向も取りながら、ただ、当然8校を改修するとなるとかなりの費用がかかってくる。ただ、ここでどれだけ費用かかるかというのも今分からない状況ですので、当然これ集中化する、あるいは中学校だけセンター化するとか、いろんな方法をほかの市町もしていますので、その辺、全体的な検討を取りあえずさせていただきたい。その中でどういう方向がうちの熊取町にとっては一番適切なのかなという判断もしていきたいということも踏まえた検討ということでご理解いただけたらと。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）熊取町というのは自校方式で子育て熊取とうたってきたと僕は認識しておるんですけども、だんだんとちょっと離れていっているような気がするんですが、その点も含めてセンター方式のほうにシフトしていく可能性もあると。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今の時点で可能性があるかどうかと言うたらちょっと答えられませんけれど、その可能性も含めて検討するというので、ただ、議員おっしゃるように、これまでずっと単独調理、単独自校方式でやってきたというのはもちろんございますので、当然その自校方式を継続していくというのをベースに検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひ自校方式を継続していただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、熊取町第4次行財政構造改革プラン等の取りまとめについての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件3、地方公務員法の改正に伴う定年引上げについての件を説明願います。

橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）それでは、地方公務員法の改正に伴う定年引上げについてご説明させていただきます。

まず、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行されております。令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられること、管理監督職務上の上限年齢、いわゆる役職定年制の導入であったり、定年前再任用短時間勤務制などを導入するための改正が行われました。

その改正の趣旨におきましては、全国的に少子高齢化が進み生産年齢人口が減少している中、高度・複雑化する行政課題への的確な対応のため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものでございました。

この改正の中身につきましては何点かございます。

1つが定年年齢の引上げです。令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ約10年をかけて引き上げていくものでございます。表を見ていただいたら分かるんですけども、まず今年度、R4年に60歳を迎える方は、これまでどおり60歳で定年を迎えます。しかし来年、令和5年度に60歳を迎える方は、60歳が定年とならずに61歳、1年定年年齢が引き上げられていくこととなります。翌年以降、徐々に定年年齢が引き上げられまして、最終的に令和14年度に退職される方は定年年齢が65歳になっているというところでございます。

今後、この定年年齢の段階的な引上げによって定年を迎える方が2年に1度しか発生しなくなりまますので、定年退職者がいない年度が発生します。それが、例えば令和5年度は定年退職者はいら

っしやいませ。ただし、自己都合退職とかいろんな早期退職というのはございますけれども、定年退職が発生しないこととなります。

続きまして、2点目が管理監督職勤務上限年齢制の導入でございます。これは何かといいますと、役職、部課長級の職員が60歳に達したその翌年以降は、その役職から一旦降りていただきまして、世代交代を迎えることとなります。本町では、管理監督職が定年延長を迎えます60歳を迎えた後は、一応課長補佐という形で職を位置づけしまして、新たな方が部課長級に上がっていくという形になってまいります。

続きまして、60歳から定年が引き上げられた場合の勤務条件等につきまして説明させていただきます。

左が現行で右が導入後、60歳以降それぞれの定年の年齢までという形になります。

勤務形態につきましては、これまでの常勤フルタイム、全く同じでございます。

任期につきましては、段階的に引き上げられた65歳までがそれぞれの任期になってまいります。

定員管理につきましても、フルタイムの勤務になりますので、定年延長によって働いている限り、基本的には定数内の職員とカウントいたします。

職務の級に関しましては、先ほどの役職定年という形がありますので、管理職6級、7級であった方は、原則翌年度以降5級の課長補佐、そしてそれ以外の職の方は現職の時点の職階を引き継ぐこととなります。

給料月額につきましては、現行の給料月額を100%、10割としたときに、60歳時点の給与の7割水準に給料は引き下げられることとなります。諸手当につきましては、基本的には同じなんですけれども、先ほど言いました7割水準にならない手当、住居手当だったり扶養手当、このあたりは変わりませんが、本給にひもづくような地域手当であったり期末勤勉手当であったりといったところは水準が下がることとなります。

その7割水準の給料のイメージが、4番、給与の取扱いというところをご覧ください。

例えばグループ長級で60歳を迎えられた方は、翌年以降7割水準としまして、4級の50号で35万5,000円、これに単純に70%掛けました給料をお支払いすることとなります。

ただし、役職定年により降格される方につきましては、給与の格付けを、まずし直さないといけませんので、この表に記載のとおり、例えば6級の40号で課長から課長補佐に降級になったときには一旦5級の72号に置き換えられまして、その72号の7割水準の給料をお支払いすることとなります。表を見ていただいたら分かるのとおり、課長のときの金額の70%と課長補佐になったときの70%の金額で若干差がございますので、その差を埋めるために管理監督職務上限年齢調整額という形で加算してお支払いすることとなりますので、実質、もともといただいていた給料の7割になるというのは大きな意味では変わりはありません。

続きまして、5点目が定年前再任用短時間勤務制度の導入と暫定再任用制度の導入でございます。これは、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用できる制度でございます。つまり、60歳迎えられた方は定年引上げの間フルタイムで勤務することとなりますので、短時間の勤務も選択できるということで、例えば63歳が定年引上げの方につきましては、60歳以後63歳までは短時間を選択された場合に、こちらの定年前再任用短時間勤務制度という形になります。

また、あと今現在の制度としても、60歳で定年を迎えられた後、再任用制度というのがございますが、この再任用制度は一旦廃止しまして、こちらに記載の暫定再任用制度という形で導入する形になります。つまり、この暫定再任用というのは、例えば63歳まで定年を引き上げられた場合に、じゃ64歳、65歳をどう働いていくかということで、そこにつきましては現行の再任用制度と同じ暫定再任用という形で残っていきます。ですので、65歳が定年に至った場合は再任用という制度がなくなるということで、それまでの暫定という形で運用してまいります。

それでは、その再任用短時間勤務職員の内容につきましては記載のとおりなんですけれども、身

分としましては非常勤職員の短時間勤務になります。職の移動につきましても、短時間勤務の職に再任用、基本的には今の再任用制度を準用する形になりますので、副主査への位置づけという形で勤務いただくことになります。

また、現在の再任用制度と違うのは、今の再任用制度は1年という形で採用して毎年65歳まで更新できるという制度ですけれども、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、1度選択するとその定年を迎えられるまで、更新というのではなく、3年間やったら3年間、2年間やったら2年間この勤務で働いていただくという形になります。

現行の再任用と同じ、定数上の管理は定数外、定員外となります。

勤務時間等は、これまでの再任用、諸手当もつきましますし、再任用制度と同様とさせていただいて結構です。

6点目、では退職手当ということで、今後定年延長になられた方の退職手当の考え方をご説明いたします。

退職手当につきましては、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した場合、その職員が不利益とならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様の算定をいたします。

これは何かといいますと、本来60歳で満期を迎えられて退職金を頂ける方が例えば62歳まで延長された場合に、途中の61歳でもう辞めたいとなったときに自己都合退職で辞めたという形になると非常に不利益になってしまいますので、60歳に達した給料月額がいわゆる7割水準になった場合も、役職定年による降級により給料が減額されている場合も、先ほど言いました60歳で退職された金額を基本的には適用する、ピーク時特例という形でこの金額は固定とさせていただいた上で、退職金をお支払いする形になります。この退職金の支給する時期でございますが、基本的に常勤職員を退職したときに支給いたします。

では、60歳であと2年働くとなったときに、もうその時点で辞めますと言った方にはその時点でお支払いいたしますし、例えば62歳まで定年延長で働いた方は62歳の定年延長で辞められるときにお支払いいたしますし、例えば62歳までの間に常勤を辞めた場合には、その時点で退職金をお支払いするという形になります。

退職金の手当額につきましては、先ほど言いました左側のAのところ、特定減額前の給料月額、これをピーク時特例として基本的に原則確保しまして、定年延長によって働いた期間の退職金も一定計算してお支払いするという形になります。細かな計算、いろいろありますけれども、基本的にはピーク時特例の金額は確保された上で、延長して働いた分の最終的な退職金を確定してお支払いするという形になります。

最後が情報提供ということで、意思確認制度を導入いたします。これは、60歳で一旦定年を迎えられて、その後引き上げられた方々に対して、今後の働き方がどういうふうな働き方になるのか、また、今ご説明したような給与水準、また退職金の考え方、こういったことを事前にお伝えして、じゃそれ以降の働き方をどう選択されるかを意思確認するための制度でございます。制度の確認時期は職員が60歳に達する年度の前年度にそういった説明、また意思確認を必要という形で、その意思確認をすることが求められております。ですので、来年60歳を迎えられて初めて定年が引き上げられる方々に関しましては、今年度中にそういった意思確認、説明をしていくことになります。

ここまでいろいろ説明いたしました、基本的に今後、定年年齢の引上げ、定年延長になりましたら、60歳の時点で一旦もうそのまま辞められるのか、定年前の短時間勤務を選択されるのかといったところが基本的には意思確認という形になってまいります。

続きまして、今回の定年年齢の引上げに関しましては、かなりの条例規則の改正が必要になってまいります。基本的には一括改正という形と、先ほど役職定年のお話もしました。これだけは新たな条例を設けないといけませんので、制定条例としましては職員の降級に関する条例、または定年引上げによります一括条例の改正としまして、そちら記載の10項目ほどの条例の改正を議案上程させていただき予定でございます。また、暫定再任用職員が一旦なくなるということで現在の再任用

条例は廃止という形と、議会には上程はいたしません、現時点で分かっている規則改正として4点の規則改正を行ってまいります。ただ、今後必要な規則というのは順次適切に改正してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

12月7日に上記記載の条例改正等の議案を上程させていただきまして、来年、令和5年4月1日に施行という形で進めてまいります。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）法律の改正に伴ってこういう制度が変わる、よく分かりました。なかなか準備が大変やと思いますけれども、よろしく願います。

その中でちょっと教えてほしいのは、現行の再任用制度でまだ65歳に達していない途中の方ですね。この条例が廃止されたら何に基づいてどういう形で再任用的なことがされるか、教えてください。

議長（二見裕子君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）資料の1ページをご覧くださいんですけども、例えば今年度定年を迎える方につきましては、再任用職員として現行の再任用の規定を適用して採用させていただきます。条例のほうは廃止いたしますけれども、特例措置として現行の制度を残してまいります。ですので、前年、前々年度に再任用になられている方はあと2年、あと3年という形で、基本的に現行の再任用として引き続き勤務していただきます。

ただ、例えば来年度60歳を迎えられる方のところを見ていただきたいんですけども、60歳で定年を本来迎えられるんですけども、1歳延びまして61歳定年になられます。上がフルタイムで勤務したときの状態、下の再任用短時間というのは定年前短時間再任用を選ばれた場合と、また、それ以降につきましても、こちらから暫定再任用という形になるんですけども、65歳までの間はこういった再任用制度として採用させてといういただく形になります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）そういうことでしたら、今の再任用制度がこのどこかの切れ目までは続くということなんですけれども、再任用制度はたしか週4日か3日か、あと2日もあったのかな。選択できると思うんですけども、それは定数内ですか、外ですか。

議長（二見裕子君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）基本的に再任用短時間勤務の場合は定数外でございます。4日、3日、2日まで本町では選択可能とさせていただいております。その制度は基本的には継続といいますか、暫定的に残ってまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、地方公務員法の改正に伴う定年引上げについての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件4、令和4年人事院勧告への対応についての件を説明願います。橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）それでは、続きまして令和4年人事院勧告への対応についてご説明させていただきます。

令和4年8月8日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われております。本町に

つきましては、従前より国公準拠の観点の下、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、今回も、ご説明するとおり同様の対応を行うことを想定しております。

では、まず今年度の人事院勧告の内容でございます。1点目が月齢給を引き上げる。0.23%の引上げを勧告しております。また、2点目がボーナスを引上げ、0.1月分の引上げを勧告いただいております。

まず、月例給の改定につきましては、民間の給与、国家公務員の給与を4月時点で比較した場合に、民間給与との較差が921円、0.23%差が開いているということで、この差を埋めるための月齢給の引上げの勧告になっております。

国におきましては、こちらの考え方を基に、特に民間企業における初任給の動向等を踏まえて初任給の引上げを行います。大卒程度で3,000円、高卒程度で4,000円の引上げを国は行います。この初任給の引上げを踏まえて、特に若い世代、20歳半ばに重点を置きまして、30歳半ばまでの職員が在籍する号俸について改定が行われます。全体的な改定率は約0.3%ですが、1級の職員に関しては1.7%、2級は1.1%、3級は0.2%、4級、5級は0.0となっておりますが、1部の号が改定されます。6級以上は改定がございません。

続きまして、ボーナスですが、昨年8月から7月までの直近1年間の民間との差が、民間支給割合が4.41月、公務の支給月数が4.30月という差が出ておりますので、改定の内容につきましては、国家公務員支給割合が4.40月、0.1月分引き上げられます。引き上げる内容につきましては、勤勉手当の支給月数に反映することとなっております。

このボーナスにつきましては、次ページをご覧ください。一般職、再任用職員以外の支給月数につきましては、6月はもう支給済みでございますので、12月期の勤勉手当が0.1月分引き上げられまして、翌年度以降は勤勉手当を6月、12月、ならした形で改定されることとなります。

再任用職員につきましては0.05月の引上げという形になってございますので、この12月の期末手当で0.05月勤勉手当を引き上げまして、翌年以降はそれを平準化させていくという形になってございます。

ここまでする国家公務員の人事院勧告への対応でございますので、2点目の本町の対応につきましても基本的には同じ内容で改定を行ってまいります。

まず、月例給につきましては、初任給を引き上げます。これは、国と同じく高卒程度で4,000円、短卒程度で3,600円、大卒程度で3,000円の引上げを行ってまいります。また、先ほど言いました1級から4級までの月齢給の引上げを行ってまいります。

また、賞与につきましては先ほどの国家公務員と同じ0.1月分の引上げを行って、12月の勤勉手当に反映いたします。再任用についても同様、0.05月の増加分を12月の勤勉手当に反映いたします。

おおよそ、この人事院勧告の対応によりまして、約1,600万円ほどの人件費の増額という形になります。

この適用される職員につきましては会計年度を含めまして実施してまいります。会計年度任用職員につきましては、年度ごとの人の入替え、更新がございまして、職員の1級から2級、人事院勧告によって増額した内容につきましては、令和5年度のお給料から会計年度任用職員にも人事院勧告の影響が発生してまいります。

改正条例につきましては、一般職職員給与条例を12月議会のほうに上程させていただきます。

また、月例給、賞与につきましては、月例給につきましても4月1日に遡及して適用いたします。また賞与につきましても、12月1日が基準日ですので、12月1日に遡及して適用してまいります。

本会議の最終日に確定いただきますので、遡及により生じた差額につきましては令和4年12月27日、年内におきまして職員に支給する予定と、補正予算が成立した後支給予定というふうにご説明させていただきます。

続きまして、2点目、特別職、議会議員の方々についてのご説明です。

特別職、議会議員につきましては、平成28年度まで原則我々一般職職員と同様の改定を行ってまいりましたが、29年度から昨年度までの5年間、改定が行われませんでした。今回、人勤に合わせて改定を行った場合は次の状況になります。

今現在、4.25月の期末手当の月数ですけれども、職員同様0.1月引き上げまして4.35月の引上げになります。12月期にその0.1月分をお支払いしまして、令和5年度以降につきましては、6月、12月支給の支給割合を平準化しまして、記載のと通りの月数の支給となります。

今回、この条例改正には、常勤特別職職員給与条例及び議会議員報酬等条例のほうの改正をまた同じく議案として上程させていただきます。

施行日は一般職職員と同様でございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

ご説明した条例改正を議案上程しまして、通常のお給料とボーナスにつきましては10日、21日に通常どおりの改定前の金額でお支払いしまして、議会最終日に条例が可決、補正予算が可決した際、先ほど申しました年内に遡及して生じる差額を支給する予定でございます。

説明は以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、令和4年人事院勧告への対応についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件5、マイクロチップ装着等義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）の参加についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ご説明いたします。

1、趣旨、背景ですが、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬または猫についてマイクロチップの装着と指定登録機関、これは公益社団法人日本獣医師会なんですが、マイクロチップの装着と指定登録機関への情報登録が義務となりました。犬猫等の販売事業者以外の者、例えば犬猫を飼っている町民の方が所有している犬または猫については努力義務ということになりました。既にマイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については変更登録が、これは義務化されております。

これに伴い、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度、ワンストップサービス化が位置づけられまして、指定登録機関へ情報登録した場合の手数料300円、紙ベースでした場合は1,000円が指定登録機関へ収納されることとなりました。マイクロチップを装着した場合、鑑札の交付は不要となりまして役場での登録事務も簡略化されることから、住民負担の軽減、住民サービスの向上に資すると判断して本町もワンストップサービスに参加することといたしました。

参加に伴い、マイクロチップを装着し指定登録機関へ情報登録した犬の場合、指定登録機関からデータ提供を受けまして飼い犬登録をいたしますので、この場合の飼い犬登録手数料は無料としまして、それを明らかにするため、手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、全ての犬にマイクロチップ、これを装着するという義務づけ、これはされておられないので、従来までの狂犬病予防法上の飼い犬登録と動物の愛護及び管理に関する法律上の登録というのは当分の間共存することとなります。

もう少しワンストップサービスについてご説明いたしますと、ワンストップサービスの制度概要をご覧ください。

環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録に登録や変更登録をすることで、市町村への届出の代わりとみなされまして、市町村へ届出が不要となります。これは、指定登録機関から市町村へ登録

データが伝送されるからです。また、マイクロチップが鑑札の代わりとみなされるため、鑑札を装着する必要がなくなる制度でございます。

2、ワンストップサービス参加時期でございますけれども、令和5年4月1日と考えております。

3番、近隣市町の状況でございますけれども、令和5年4月参加予定で手数料は徴収しないとしているところは岸和田市、貝塚市、令和5年4月参加予定で手数料は徴収するとしているところは田尻町、令和5年10月参加予定で手数料は徴収しないとしているところは泉南市、泉佐野市、未定としているところは阪南市、岬町です。これは各担当者にお答えいただいたものですから、これからどうなるかという確定版ではございませんけれども、情報として我々が持っているものでございます。状況としましては、手数料を徴収せずにワンストップサービスに参加するというような自治体が増えているところでございます。

4、今後のスケジュールです。令和4年12月に手数料条例一部改正の審議をしていただき、可決いただきますと令和5年1月から3月を広報期間といたします。広報はホームページ、広報紙を考えております。令和5年2月中にはシステム改修契約を締結して令和5年3月中にシステム改修を完了し、4月1日の施行に向けて準備をしまいるところでございます。

説明は以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これで鑑札をつけなくていいということで、便利になると思うんです。犬のほうはよく分かるんですけども、猫はなかなか把握が難しいように思うんですけども、そのあたりどうなんですか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）おっしゃるとおり、犬のほうは狂犬病予防法ということで我々登録事務をしておるわけですけども、猫に関してはそのような法律はございません。ですので、例えばですけども、死獣が出てきまして、その死獣がペットであったのかどうだったのかというのを読み取り装置で読み取ったら分かるという、あるいは我々から問い合わせたら分かるというような現状でして、町としてそういう名簿は持ち合わせていないというのが現状でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）犬のほうは狂犬病予防法の関係で保健所も大阪府も、それから熊取町もそれなりの犬に対しての保護というか、ペットに対するそういう関わりというのあると思うんですけども、今後は、今やっぱり地域猫のこととかいろいろ地域でも問題が出ていますので、そういうところにも足を突っ込んでいかなあかんような気がするんです。そのあたりは何か考えがあったら教えてください。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）我々も、地域猫というフレーズに対してはこれからちょっと考えていかなあかんのかなというようなことは考えております。といいますのは、そもそも我々、不妊・去勢手術、これについて、猫のですね。助成ということをさせていただいているんですけども、そもそも我々は環境保全という形で始めさせていただいているんです。猫が家にふんをする、臭いが困る、おしっこするから臭いが困る、あるいは車の上へ乗って爪でひっかかれて、あるいは植木鉢を倒して困る、そういった環境保全上の問題として始めたわけなんですけれども、もう一步、動物愛護というところに踏み込むかどうかということなんですけども、そこに踏み込みつつあるというのが現状で、地域猫というワードに対してもちょっと検討して進めていかなければならないかなというふうに考えております。

といいますのは、地域猫といいますと地域の方々にある程度同意をしていただくということがございます。その地域で生きていくということを皆さん合意の上で進めていくということになりますと、なかなかいろんな意見の方がいらっしゃいます。そこで同意を求めるということを我々はち

よつとちゅうちょしていたところもあったんですけども、動物愛護の考え方からいきますと、これに進めていく時期なのかなということは今、考えておるところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）周辺の市町村で随分進んできているみたいなんで、また私も情報が入れば提供しますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）このワンストップサービスに来年4月から参加予定というところで、手数料は徴収しないという方向で検討していただいていることはよかったですかなと思うんですが、今、犬の登録をするのに一応3,000円要りましたよね。町が掌握する場合、情報登録をする場合というところで。それが今度からは、その3,000円が町に払わなくて、ペットショップやブリーダーから犬を譲り受けた方は、まずはペットショップやブリーダーがマイクロチップを投入して、それを管理して登録機関に登録して、それを買った人はその変更届出をせなあかんというところで、それが300円、紙ベースでは1,000円という、その辺のちょっと300円で紙ベースでは1,000円というのはどういうことなんですか。その説明もお願いします。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）これは、今回2つの法律が介在しておりまして、一つは狂犬病予防法というのと、もう一つ、一部改正のあった動物愛護及び管理に関する法律なんですけれども、動物愛護にこの一部改正によってマイクロチップを入れたのが鑑札とみなされるということで、そのマイクロチップを入れましょうというのは動物愛護法のほうなんです。動物愛護法のほうは、まずはマイクロチップを入れてくださいなんですけれども、このマイクロチップを入れる行為は、まずはブリーダーとかペットショップ、ここには義務化されています。町民の飼い主、今現に犬をお飼いの方については努力義務になっておりますので、マイクロチップを入れなくてもいいというような形になります。マイクロチップを入れない方は今までどおりの鑑札という手続をしていただくんですけども、入れた方は、その入れるときにお金が発生するんですけども、これはすみません、我々ではちょっと分かりません。獣医師が入れることになりますので、お願いして入れていただくという費用が発生します。それと、その情報を機関に登録するという行為が今度は必要になります。その機関に登録するときに受け付けてもらうのに、電子上でやり取りをすると獣医師会のほうへ300円払わなくてはいけません。紙ベースでこういうふうにしてくださいとお願いすると1,000円取られるという情報を我々は聞いているんですけども、どういうメカニズムというところはちょっと申し訳ございません。そういう情報が今入っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。その辺のところは登録機関と住民というか、その業者との支払いということになってくるかと思うんですが、そういった住民にとっては今まで町に3,000円払っていた分が300円か紙ベースで1,000円でいいということになるということは分かったんです。

そのチップを努力義務ということですが、今飼ってはる方がチップを入れる場合というのは、獣医師会に行ってその費用というのはかかるんですか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）これも我々、まだはっきり聞いたわけではないんですけども、ある情報によりますと、やはりチップ代もかかりますしチップを挿入するというのもかかります。これ、誰でも入れられるというものではなくて、ある程度の資格を持った方が入れるというふう聞いておりますので、大部分の方、もし入れるという方は獣医師のいらっしゃる病院にいらっしゃって、そこで入れていただくという形になると思われまして。となりますと無償ということはありませんので、そのチップあるいはその行為に対しての費用が発生するというふうに考えます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）だから努力義務という形になっているんですかね、費用が発生するということ所で、その費用がどのぐらい要るかというのはまだちょっと分からないということなんですね。分かりました。

動物愛護の意味では、災害があったときにやっぱりそういったワンちゃんとか行方不明にならないようにとか、いろんなところでそのチップの必要性というものは飼い主にとっては必要だと感じられた方は、たとえ有料であってでもチップを埋め込んでということを考えているかと思いますが、それともう一つ聞こうと思ったのは、これは本町は来年の4月からですが、全国的な国の制度ですが、全国的にはワンストップサービスを導入しているのはどのぐらいの自治体なんですかね。その状況とか分かりますか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）今、手持ちでちょっと持っていないんですけれども、大阪府の中でも北摂のほうは進んでいる状況でございました。それで、南のほうの状況、泉州の状況は今ご説明したとおりで、この発足したというか始まった当時の情報ですけれども、ワンストップにすぐ手を挙げたという自治体は1割と言われております。市町村長が求めた場合にこういった今のマイクロチップが鑑札であるというのが認められていくわけで、まずは我々が参加しますということをして国のほうに申し上げないとこれは始まってこないという制度ですので、そこに手を挙げた方、一番当初の場合1割程度というふうなことをお聞きしております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）参画することによって自治体へのメリットというのはないんですかね。国がこの制度を立ち上げたわけですので、参画を推進するためには自治体にある程度補助金を出すとか、そういうものはないんですか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）現在のところ、お金の費用負担というそういったところはまだ聞こえておりません。国のほうの説明といたしましては、ICTが進むことによって窓口での業務は減るんではありませんかと。窓口業務が減りますよねということで、それでまた住民の利便性ですよ。窓口に一々来ていただくなくても今度は国の機関との情報のやり取りで飼い犬登録が済んでしまうというところがございますので、そういったところは国のほうが宣伝しているといえますか、そういうことをおっしゃっているというような状況でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そしたらそういったこととか、この今、情報を、こういった制度を導入するということ所で町民のほうに今飼っておられる方とか、また今後飼われる方とかに、そうやって登録するときの費用負担、町への3,000円というのは払わなくていいですよという感じの内容になるかと思うんですが、そういったものについてのお知らせはホームページや広報誌というふうな、この1月から3月までの間というふうになっていますが、それで十分ですかね。それぐらいしかできないんですかね。ペットショップとか獣医師とかそういったところにポスターなり啓発の何かするとかは考えておられるんでしょうか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）国からのお知らせでも、ペットショップ等そういったところにもお願いしているというようなことはお聞きしております。ですので、ペットショップであるとかそういう業として、なりわいとしてやられている方には国・大阪府から協力要請が行って、また獣医師会のほうもそういった取組を今されておりますので、そういったところから、それで併せて我々一緒になって周知させていただくというような形になると思われま。

議長（二見裕子君）よろしいですか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。熊取町も4月1日からそういうふうな制度を導入しますよというのは、国からのチラシだけではなくて、町としての立場でまたそういったチラシを出していただけた

らというふうに思います。お願いしておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、マイクロチップ装着等義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）の参加についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件6、熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについての件を説明願います。立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）それでは、熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについてご説明申し上げます。

通しページの3ページから5ページが概要版、6ページから見直し後の計画本編になっています。

まず、1ページ、1、生涯学習推進計画見直しの趣旨ですが、熊取町第4次生涯学習推進計画につきましては、平成29年度の計画策定から5年を経過することから、生涯学習を取り巻く社会や国内外の環境の変化、人口減少と少子高齢化、ICTの発展をはじめとする社会の変化、新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響、生涯学習をめぐる国際的な動向に対応し、また、人生100年時代の到来を見据え、生涯にわたり学び続け、活躍できる環境づくりに対応すべく今後5年間の本町の生涯学習施策を計画的に推進するため、中間見直しを行い、現行計画を改定するものでございます。

2、計画の期間でございますが、見直し後の計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間とします。

3、計画の見直し経過については記載のとおりとなっています。2行目のアンケート調査ですが、6月16日から7月4日にかけて、町内在住の18歳以上85歳以下の男女、住民基本台帳より無作為に抽出しました1,000人に生涯学習に関するアンケート調査を実施しました。回収数は369、回収率は36.9%でした。

4、計画の見直し方針でございますが、平成30年度からの利用者数の推移及びアンケート調査の結果、また5年間の主な取組状況を踏まえた上で、課題を整理しました。

今後の課題点として4点、（1）実情に応じた情報発信が必要、（2）多様化する住民ニーズを把握し学習機会や設備の充実を図ることが必要、（3）誰もがいつでもどこでも学べる環境整備が必要、（4）地域における学習環境を発展するための担い手づくりが必要の4項目です。

2ページ目をご覧ください。

先ほどご説明しました4項目の課題を踏まえ、今後新たに取り組む重点目標を（1）積極的な情報発信、（2）いつでも学べる機会の創出、（3）学びの場の提供、（4）学びを通じた地域づくりの4項目と決めました。

5、基本計画については、当初計画の5つの基本方針、43の個別施策に対し、これまでの取組結果やアンケート結果及び重点目標に基づき、今後5年間に新たに取り組む内容について明記しました。計画本編で具体的に例を挙げますと、通しページの20ページ、資料2の第3章基本計画、14ページをご覧ください。

基本方針I、学習機会の提供、方策が黒帯の部分、1、情報の収集・発信、取組が（1）情報・資料の収集、個別施策が①学習活動に関する情報の収集と適切な保存管理でございます。表の上から5年間の取組成果を、2段目にはそこから分かった新たな課題、問題点を、3段目にはそれを踏まえ新たな取組を記載し、以降、43の個別施策をそれぞれ整理しています。

続きまして、通しページの5ページ、資料1の概要版3ページをご覧ください。

今後5年間に実施する新たな取組の中で、主なものを抜粋しています。

まず、I、学習機会の提供でございます。

情報の受け手側に興味を引くような仕掛けづくりやSNSを活用するなど、若い世代や利用のなかった世代に興味を持ってもらえるよう情報発信を工夫します。誰もがいつでも使える電子図書館の活用方法をPRします。公民館等整備の際はWi-Fi設備の拡充を図り、児童・生徒が持つ1人1台パソコン等の持込みを検討します。社会人の資格取得に関する講座や働く世代向けに講座を拡充します。

続いて、II、学習環境の整備でございます。

公民館・町民会館の整備後の施設運営について一部民間事業者のノウハウを活用しながら、直営での運営を行い住民サービスの向上に努めます。ひまわりドーム・図書館における非構造部材の耐震化と併せて、トイレの洋式化などを含め、バリアフリー化を進め、利用者の利便性向上に努めます。令和8年度の作成を目指す文化財保存活用地域計画を通して、文化財の計画的な保存管理を行います。ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、学習活動の場の可能性を広げるため、オンラインやオンデマンドが可能な設備の導入等を検討します。

続いて、III、自主活動の支援についてでございます。

新たな文化振興団体の創出に取り組むとともに、自主活動団体への支援に努めます。事業・講座等を通じて、あらゆる方法での住民団体の活動周知を図るなど、次代の担い手の発掘を中心とした支援策を検討します。

続いて、IV、地域連携の推進についてでございます。

学校等と連携し、コミュニティスクールの設置に合わせ、地域学校協働活動推進員の委嘱を行います。中学校等における部活動の地域移行に向けて、指導者が学校や地域に出向く機会を充実させることで、各地域における活動を活性化させ、地域間交流ができる環境づくりに取り組みます。

続いて、V、推進体制の整備についてでございます。

社会教育委員会議において、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、各施策・事業の効果測定や展開方針の確認を行います。

2ページに戻ってください。

最後に、6、今後のスケジュールについてでございます。

本日お示ししました素案につきましては、社会教育委員会議や教育委員会定例会、また図書館協議会でいただいたご意見を反映させたものになってはいますが、本日、議員全員協議会においてこの中間見直し（素案）を説明させていただき、議員皆様からもご意見を頂戴したいと思います。また、12月1日から約2週間パブリックコメントを実施し、いただいたご意見等を反映させ、1月中旬には図書館協議会、第4回社会教育委員会議に改定案を提示し、2月10日開催の教育委員会定例会において承認していただき策定したいと考えております。

以上で、熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについての説明を終わります。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ちょっと7ページを見てもらいたいですけれども、7ページのところで各会議が何回とかと書いているところが抜けているんですけれども、これ、ちょっと教えてくれますか。

議長（二見裕子君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）7ページの社会教育委員会、図書館協議会につきましては、まだちょっとこの後、すみません、会議がございますので、その会議も終わった後にまたこの中に記載したいと思います。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）説明の最後のほうで社会教育委員会議、図書館協議会における議論という話が出て、パブリックコメントはこの後だということの説明があったんですけれども、この間、ここへ出てくるこの資料というのは議会が最初なんですか。そんなことはないでしょう。今までやった回数だけでも結構ですから教えてください。

議長（二見裕子君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）社会教育委員会議がこの1月に4回目を迎えますので、現時点では今のところ3回ということになります。ただ、これを策定するときは4回という形になります。それと、図書館協議会については2回ということになります。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件6、熊取町第4次生涯学習推進計画の中間見直しについての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時41分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子